

# 次期 相模原市教育振興計画 (案)

令和2(2020)年 月  
相模原市教育委員会

(白紙)

## はじめに

- ・舞台としての相模原（豊かな自然、リニア中央新幹線など）
- ・故郷として誇ることができるまち
- ・魅力あるまちづくりに向けた重要な柱のひとつとしての教育
- ・持続可能な社会の形成につながるよう教育施策を展開

# 目次

## 第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2

第1回のデータを基に整理中

## 第2章 教育を取り巻く現状と課題

1	社会情勢	3
(1)	人口動態・年齢構成	3
(2)	家族類型・地域社会	4
(3)	社会経済状況	4
2	教育に関する今日的な課題	6
3	国における教育目標・教育政策の動向	12
(1)	教育基本法	12
(2)	その他の教育関連法	13
(3)	学習指導要領等	13
(4)	第3期教育振興基本計画	14
(5)	社会教育の振興方策	14
(6)	学校における働き方改革	15

第4回で議論

## 第3章 基本理念

1	相模原市の教育が目指す人間像	16
2	実現に向けた基本姿勢	17

## 第4章 基本目標・基本方針・主な施策

- |          |                        |    |
|----------|------------------------|----|
| 基本目標     | 生涯にわたる学びの推進.....       | 19 |
| ・基本方針 1  | 「未来を切り拓く力」の育成          |    |
| ・基本方針 2  | グローバルに活躍する人材の育成        |    |
| ・基本方針 3  | 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実  |    |
| ・基本方針 4  | 生涯にわたって学び生かす学習機会の充実    |    |
| ・基本方針 5  | 生涯にわたるスポーツ活動の支援        |    |
| 基本目標     | オール相模原で取り組む地域教育力の向上... | 22 |
| ・基本方針 6  | 子どもたちの成長を支える取組の推進      |    |
| ・基本方針 7  | 地域の学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進 |    |
| ・基本方針 8  | 家庭を支える仕組みづくりの推進        |    |
| 基本目標     | 多様な学びを支える環境の充実.....    | 24 |
| ・基本方針 9  | 学校指導体制の充実              |    |
| ・基本方針 10 | 学校教育環境の充実              |    |
| ・基本方針 11 | 学校安全の推進                |    |
| ・基本方針 12 | 生涯学習・社会教育環境の充実         |    |
| ・基本方針 13 | 生涯学習・社会教育の推進体制の充実      |    |

## 第5章 進行管理

### 参考資料

- 1 計画の策定体制
- 2 計画の策定経過
- 3 基本データ集

# 第1章 計画の策定に当たって

---

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成22(2010)年3月に初めて相模原市教育振興計画を策定し、「人が財産(たから)」を基本的な考え方として、教育行政を推進してきました。

令和元(2019)年度末に計画期間が終了するに当たり、前回計画の考え方を継承しつつも、社会情勢、教育に関する今日的な課題や国における教育目標・教育政策の動向等を踏まえ、新たな相模原市教育振興計画を策定しました。

## 2 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

教育基本法第17条第2項の規定により定める、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

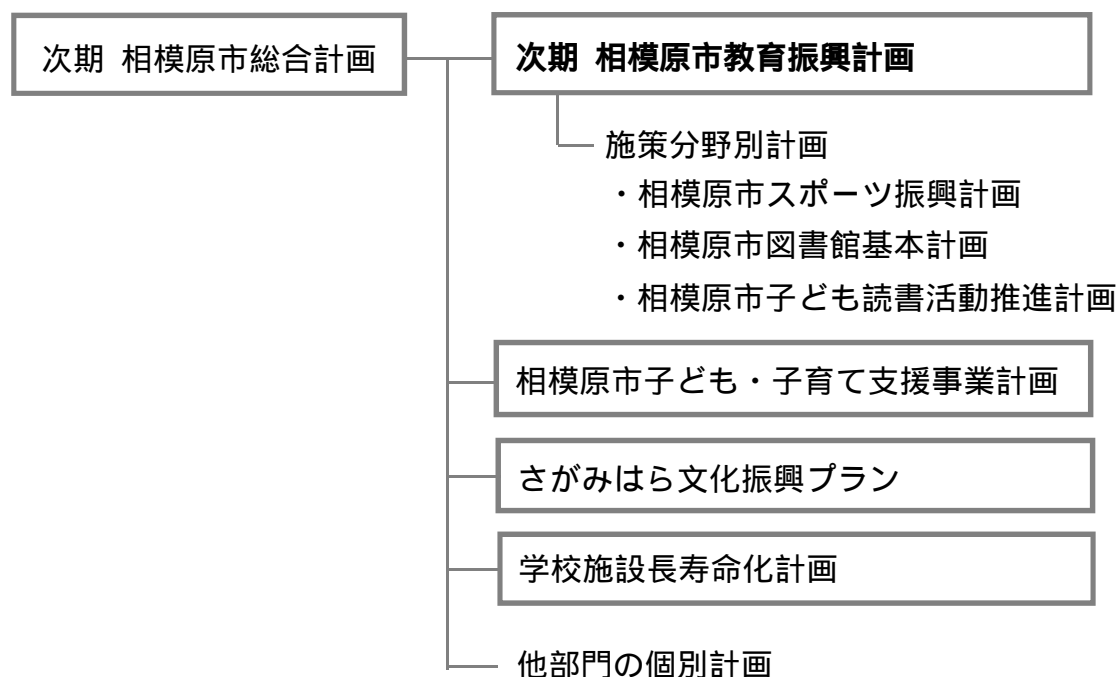
#### 教育基本法(平成18年法律第120号)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## (2) 本市が策定した他の計画等との関係

次期相模原市総合計画における教育に関する個別計画として位置付けられています。なお、首長部局が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に記載されている就学前教育、子どもの遊び場や子どもの貧困に関する事など、他部門の計画等と関係する部分については整合を図りつつも、行政内部や関係機関でしっかり連携していきます。



また、これまで施策分野別計画として策定していた学校教育に関する「さがみはら未来をひらく学びプラン」と「相模原市支援教育推進プラン」は、いずれも令和元(2019)年度末をもって計画期間が終了するところですが、これらについては新たに策定せず、今回の教育振興計画の中に盛り込み、一体的に推進していくこととしています。

## 3 計画の期間

令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までの8年間

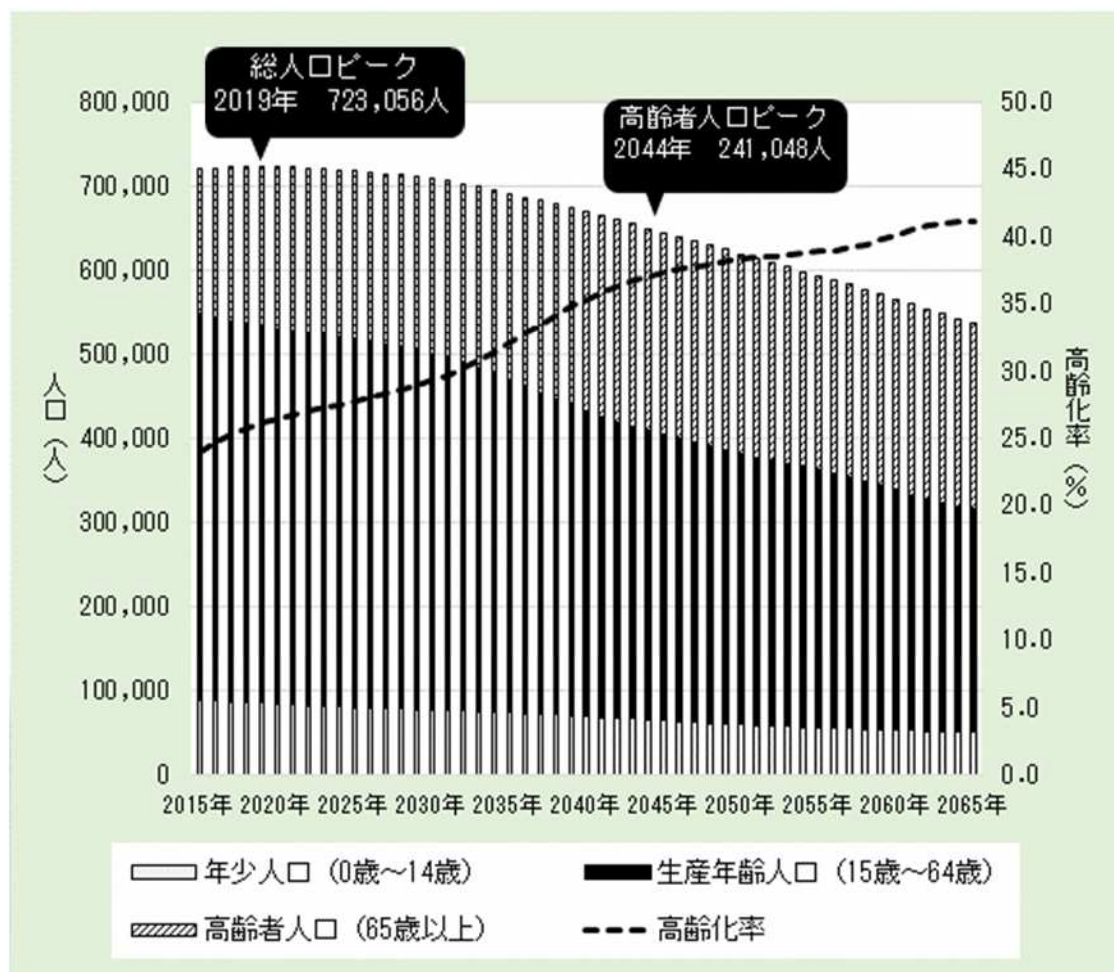
## 第2章 教育を取り巻く現状と課題

### 1 社会情勢

#### (1) 人口動態・年齢構成

##### 相模原市の将来人口推計

相模原市の人口は、2065年にはピーク時(2019年)の4分の3にまで減少する見込みです。また、2015年から2065年までの50年間に於いて、地区別人口が60パーセント程度減少すると推計されている地区もあります。



【出典：2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計】



## 人生100年時代の到来

厚生労働省の調査結果によると、平成2年生まれで90歳まで長生きする人は、男性の5人に2人、女性の3人に2人であり、さらに女性については5人に1人が100歳まで長生きする見込みとなっています。

また、ある海外の研究によると、日本では、平成19年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きると推計されており、世界一の長寿社会を迎えることが示唆されており、全ての人が元気に活躍し続けられる社会が必要になってきます。

## (2) 家族類型・地域社会

### 家庭状況の変化

平成27年度の「国勢調査」の結果によると、全国的に核家族化が進んでいます。相模原市においては、18歳未満のいる世帯のうち核家族世帯である割合が約89%となっており、神奈川県よりは低いですが、全国よりも高い状況にあります。

### 地域コミュニティの希薄化

市が実施した市民アンケート調査の結果によると、地域活動への参加率は3割程度にとどまっており、近年僅かながら低下傾向にあります。

## (3) 社会経済状況

### 超スマート社会(Society 5.0)の到来

超スマート社会とは、平成28年の第5期科学技術基本計画において提唱された、我が国が目指すべき未来社会の姿であり、具体的には、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済的発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会とされています。

この超スマート社会においては、人工知能(AI)、ビッグデータ、IoT、ロボティクスなどの先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが非連続的と言えるほど劇的に変わることが示唆されており、こうした社会を豊かに生きていくためには、根本的な変化に向き合える力を身に付けていくことが必要になります。

## 家庭の経済状況と子どもの学力等

厚生労働省が実施した「平成28年国民生活基礎調査」の結果によると、平成27年の相対的貧困率は15.7%、子どもの貧困率は13.9%となっており、7人に1人の子どもが相対的貧困状態にあります。

こうした中で、家庭の経済状況が子どもの認知能力や非認知能力に影響を与えることが確認されています。日本財団が実施した「家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析」によると、貧困を背景とする学力格差は小学校初期から存在しており、その差は小学校4年生頃に拡大しています。また、学年が上がるにつれ、貧困世帯の子どもは低学力層へと集中していく傾向にあります。

一方、貧困状態であっても学力の高い子どもの特徴を調べると、特に生活習慣や学力習慣、思いを伝える力などが高い傾向にあり、非認知能力が貧困による不利を克服する鍵となっている可能性が示唆されています。

相対的貧困率とは、所得を多い順に並べて、真ん中の人の所得の半分以下の所得で生活をしている人の割合です。

第1回資料にはありませんでしたが、  
これまでの議論を踏まえて追加。

## グローバル化の進展と持続可能な開発目標（SDGs）

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、私たちの生活圏も広がっています。

一方で、地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済の下では、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するのと同様、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきています。

このような状況を踏まえ、平成27(2015)年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダは、相互に密接に関連した17の目標から成り、全ての国に適用される普遍的な「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げています。

特に教育については、「すべての人々への包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

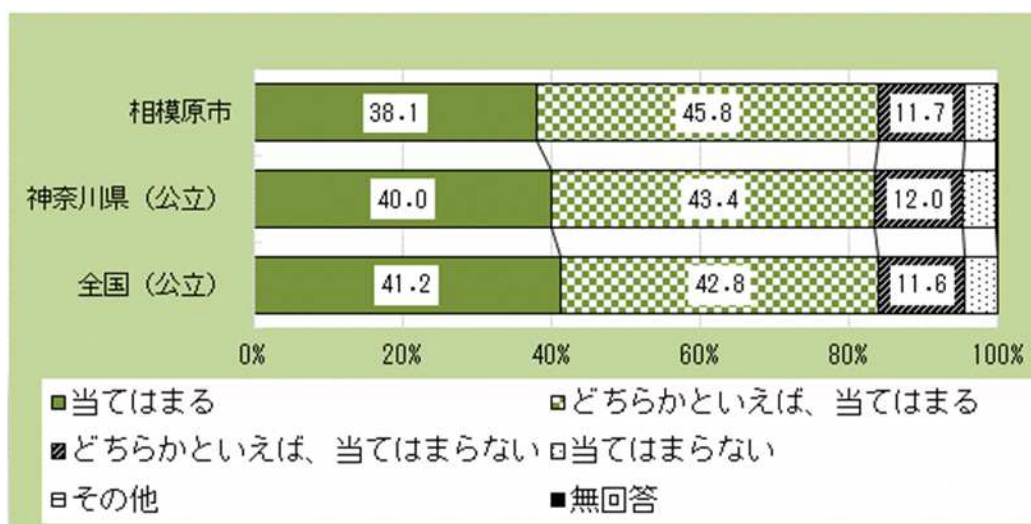
## 2 教育に関する今日的な課題

子どもたちの自己肯定感等の育成

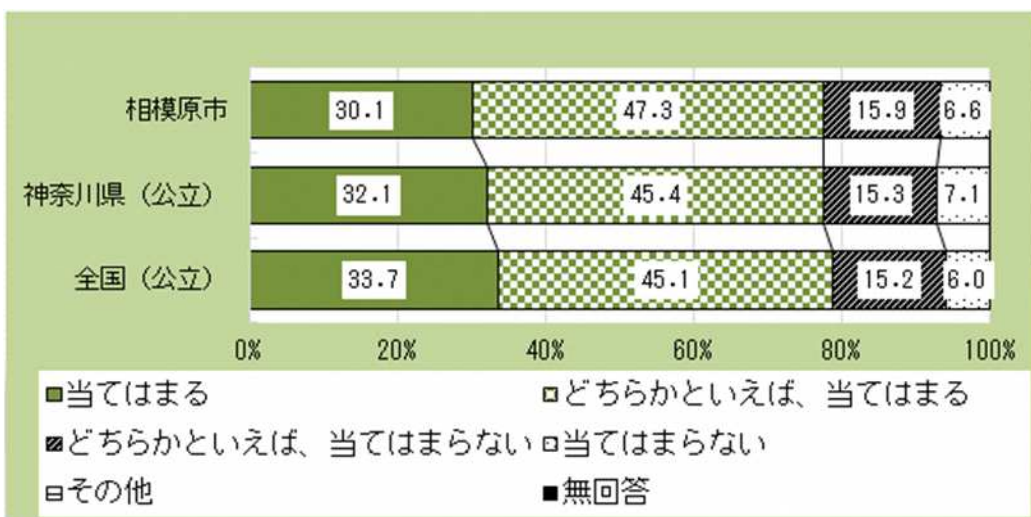
### ・自分には良いところがあると思う割合

文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙調査の結果によると、「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した相模原市の小学校児童の割合にあつては全国平均とほぼ同じですが、中学校生徒の割合にあつては全国平均をやや下回っています。

< 小学校児童の回答比較：自分には、よいところがあると思いますか >



< 中学校生徒の回答比較：自分には、よいところがあると思いますか >



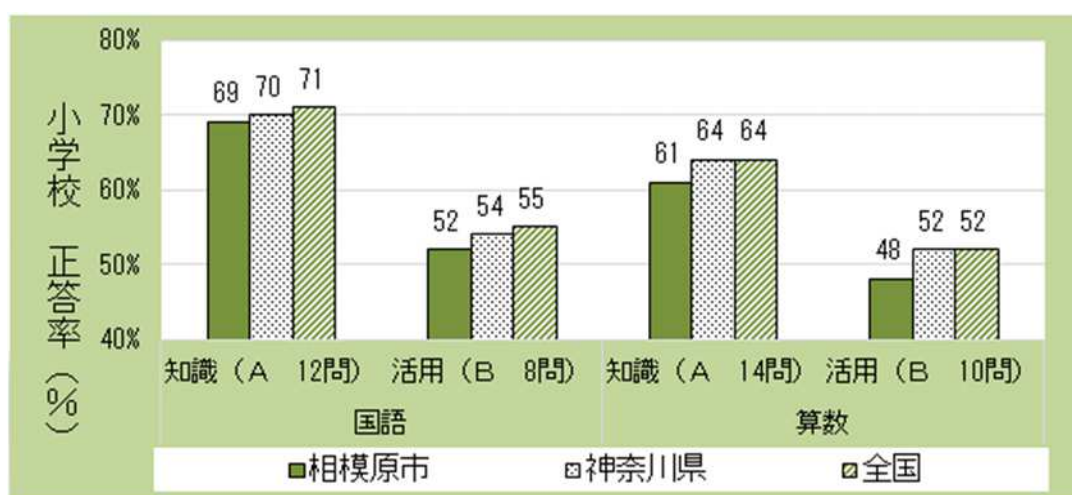
各表の数値は四捨五入のため、合計値が 100%にならない場合があります。5%未満の数値は非表示です。

・基礎的・基本的な知識及び技能の習得

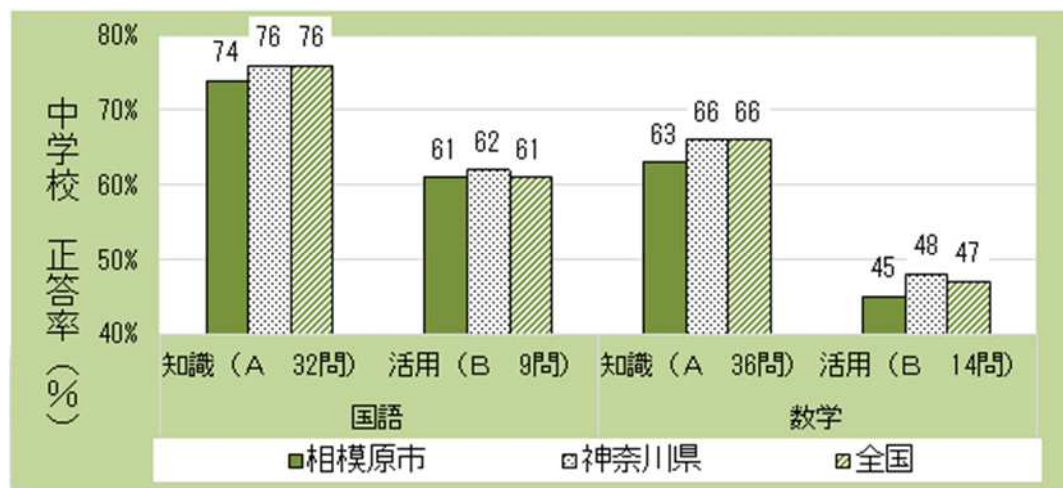
平成30年度「全国学力・学習状況調査」の教科（国語、算数・数学）に関する調査の結果によると、相模原市の小中学校の平均正答率は、全国平均をやや下回っていますが、小学校A問題については、前年度と比較して全国平均との差が縮まっています。

平成30年度現在、出題の種類には、主として「知識」に関する問題（A問題）と、主として「活用」に関する問題（B問題）があります。

< 小学校児童の回答比較：国語、算数 >



< 中学校生徒の回答比較：国語、数学 >



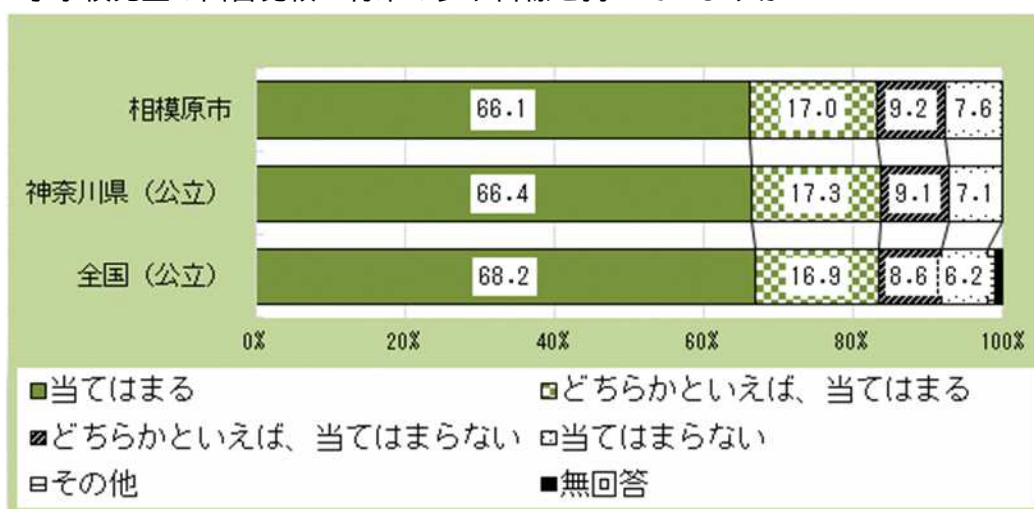
< 小学校 A 問題における全国平均と相模原市の平均正答率の差 >

年度	国語 A	算数 A
平成 30 年度	全国平均を 2 ポイント下回る	全国平均を 3 ポイント下回る
平成 29 年度	全国平均を 4 ポイント下回る	全国平均を 6 ポイント下回る

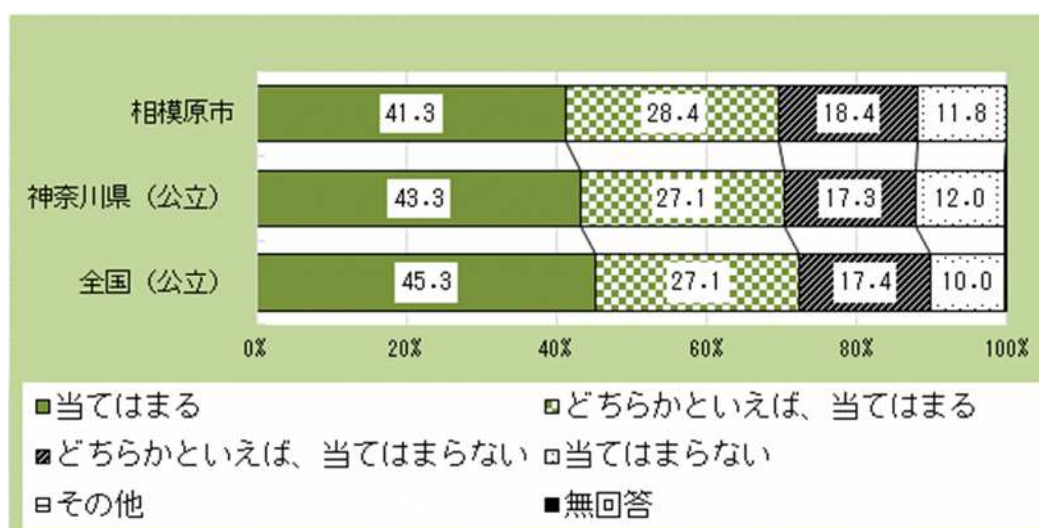
・将来の夢や目標を持っている割合

文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙調査の結果によると、「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した相模原市の小学校児童の割合にあつては全国平均とほぼ同じですが、中学校生徒の割合にあつては全国平均をやや下回っています。

< 小学校児童の回答比較：将来の夢や目標を持っていますか >



< 中学校生徒の回答比較：将来の夢や目標を持っていますか >



各表の数値は四捨五入のため、合計値が 100%にならない場合があります。5%未満の数値は非表示です。

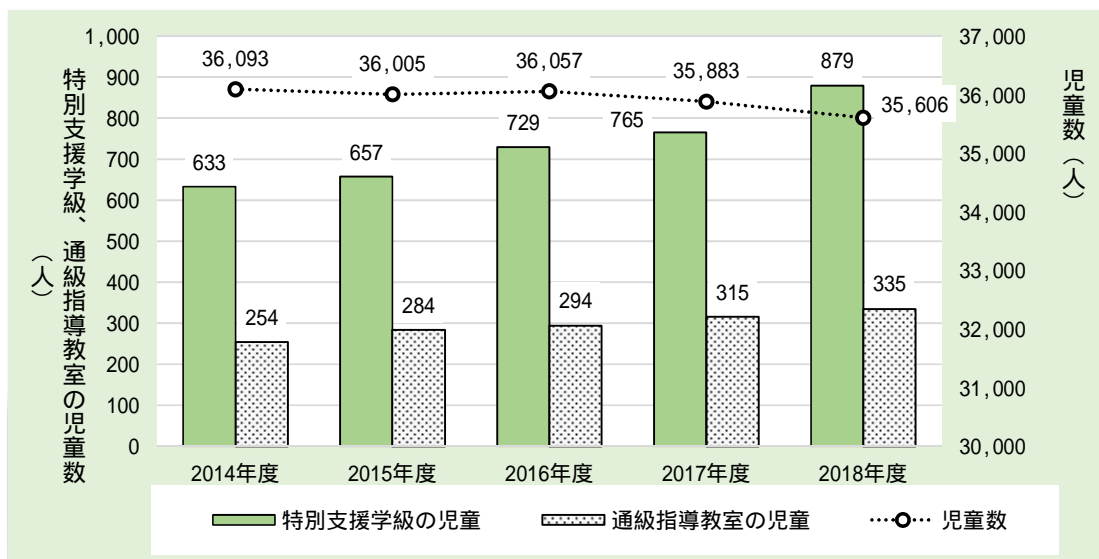


子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

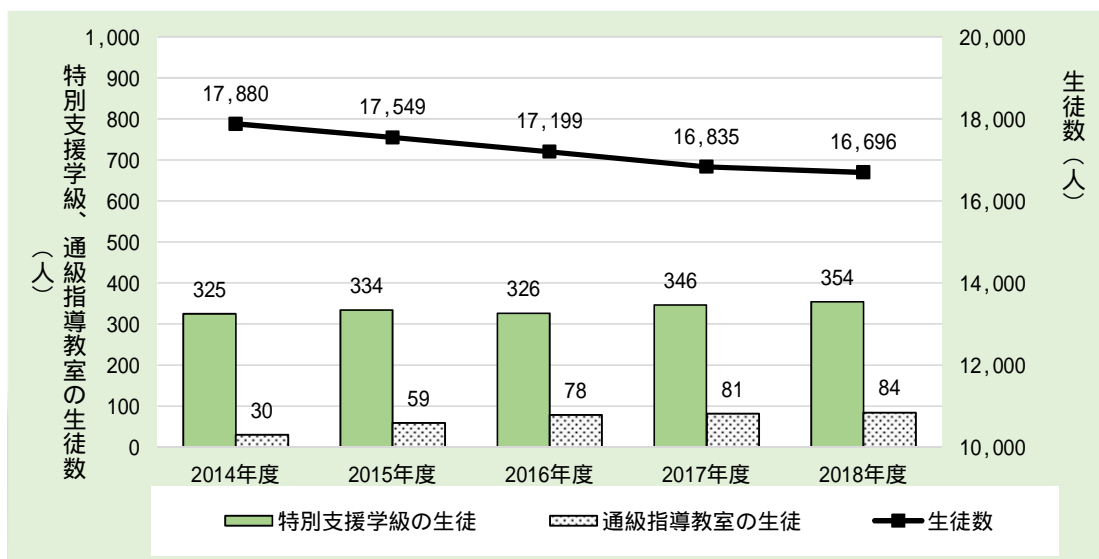
・ 市立小中学校の特別支援学級、通級指導教室の在籍児童生徒数

相模原市の児童生徒の総数は減少傾向にある一方、支援が必要な児童生徒数は増加傾向にあります。

< 特別支援学級、通級指導教室に在籍する相模原市の児童数 >



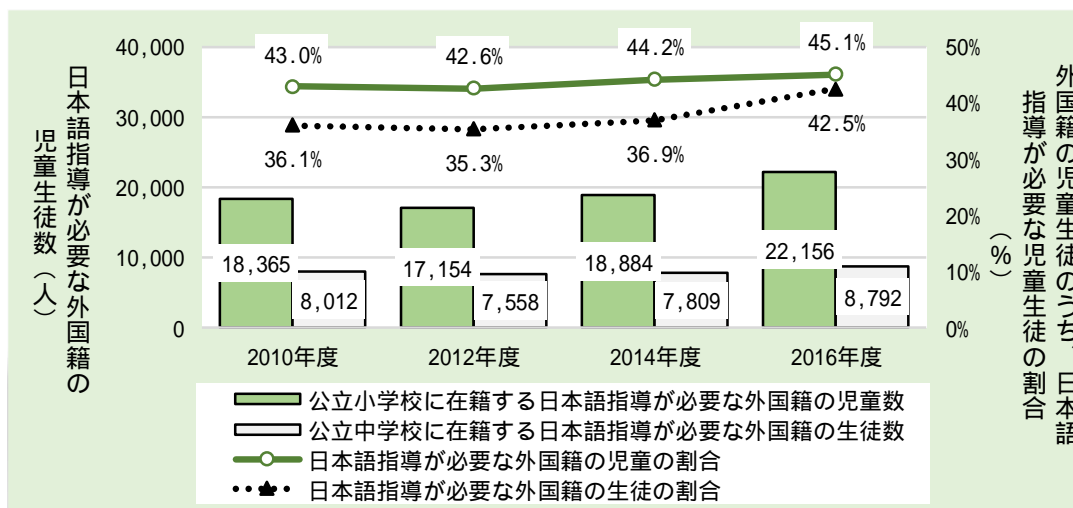
< 特別支援学級、通級指導教室に在籍する相模原市の生徒数 >



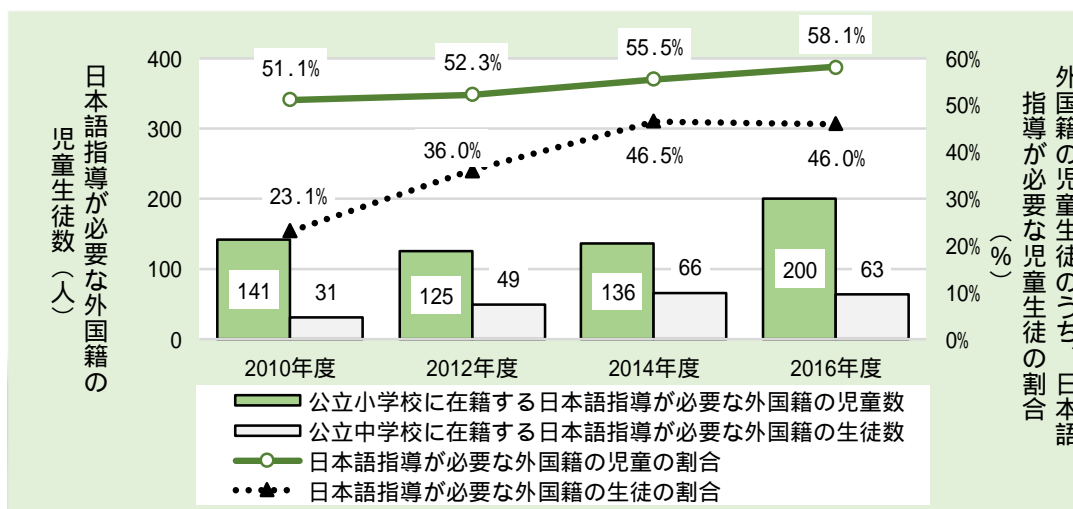
【出典：相模原市教育要覧を基に作成】

- ・ 公立の小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の状況  
全国、本市ともに増加傾向にあります。

< 全国の児童生徒数 >



< 相模原市の児童生徒数 >



【出典：相模原市学校教育課作成資料を基に作成】

公共施設の老朽化対策

相模原市の公共施設は、人口急増に伴い、昭和47年から51年度までが学校教育施設を中心として施設整備のピークとなっています（延床面積ベース）。また、現在保有している公共施設の半分以上が昭和61年度までに整備されており、多くの公民館についても昭和50年代半ばから60年代初めまでに整備されています。

今後、施設の更新に当たっては多額のコストがかかり、特に学校教育施設については、令和14から28年度には単年度平均で約72～147億円の更新費がかかる試算結果となっています。

### 教員の長時間勤務の解消

文部科学省が平成28年度に実施した「教員勤務実態調査」によると、小中学校の教師については、10年前の調査と比較しても全ての職種において勤務時間が増加している状況にあり、主な要因として、若手の教師の増加、総授業時数の増加、中学校における部活動の指導時間の増加が挙げられています。

### 生涯学習のきっかけづくり

第1回資料にはありませんでしたが、これまでの議論を踏まえて追加。

この1年間で生涯学習をしたことがない人の割合が43.7%となっています。そのうち一番多い理由が「忙しくて時間がない」の38.0%ですが、「きっかけがつかめない」が次いで24.9%となっています。

#### <この1年間で生涯学習をしたことがない相模原市民の割合>



#### <この1年間には生涯学習をしなかった理由>



【出典：平成30年度相模原市教育振興計画に関するアンケート調査結果】



### 3 国における教育目標・教育政策の動向

#### (1) 教育基本法

教育基本法では、教育の目的や目標に加え、生涯学習の理念、教育の機会均等や学校・家庭・地域の相互連携・協力の重要性が示されています。

##### (教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

##### (教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

##### (生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

##### (教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

##### (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

## ( 2 ) その他の教育関連法

法律名	施行年	概要
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正)	平成 2 7 年	教育委員長と教育長を一本化するなど地方教育行政における責任の明確化等
	平成 2 9 年	学校運営協議会の設置の努力義務化
学校教育法(改正)	平成 2 8 年	義務教育学校の制度化
教育公務員特例法(改正)	平成 2 9 年	校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定の義務化
義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(制定)	平成 2 9 年	不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供など教育機会の確保等を総合的に推進
社会教育法(改正)	平成 2 9 年	地域学校協働活動の実施体制の整備
子どもの貧困対策の推進に関する法律(制定)	平成 2 6 年	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの教育の機会均等を図る
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(制定)	平成 2 8 年	障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の義務化

## ( 3 ) 学習指導要領等

教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かして子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することを基本的な考えとし、学習指導要領等が改訂されました。

特に、平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 3 月に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領にあっては、プログラミング教育、外国語教育、主権者教育や消費者教育などが重視されており、幼稚園教育要領にあっては、「幼

児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化するとともに、小学校と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ることが求められています。

また、障害のある児童等への指導、海外から帰国した児童等の学校生活への適応や日本語の習得に困難のある児童等に対する日本語指導、不登校児童等への配慮などが明記されており、特別な配慮を必要とする児童等への指導の充実が求められています。

#### (4) 第3期教育振興基本計画

平成30(2018)から令和4(2022)年度までを計画期間とする第3期教育振興基本計画が、平成30年6月15日に閣議決定されました。

この計画では、教育基本法の理念を踏まえ、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されました。

具体的には、人生100年時代や超スマート社会の到来に向け、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、次の5つの今後の教育政策に関する基本的な方針が設定されました。

夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

生涯学び、活躍できる環境を整える

誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

教育政策推進のための基盤を整備する

#### (5) 社会教育の振興方策

平成30年12月21日の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」において、社会教育の意義・果たすべき役割について明確にした上で、新たな社会教育の方向性を示し、これを踏まえた具体的方策として、学びへの参加のきっかけづくりの推進、多様な主体との連携・協働の推進、多様な人材の幅広い活躍の促進、社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等が示されました。また、今後の

社会教育施設に求められる役割が施設種別ごとに整理されており、例えば公民館においては、住民が主体的に地域課題を解決するための学習の推進、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化や積極的に若者の来館を促す取組など、社会教育施設が真に地域の学習と活動の拠点として機能するためのポイントが示されています。

#### (6) 学校における働き方改革

教師の働き方が社会問題化していることを受け、平成31年1月25日の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとする」という働き方の中で教師が疲弊していくのであれば、それは「子どものため」にはならないため、教師のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的であることが示されました。

具体的には、次のことが一体となって推進されることとされました。

ICTなどによる客観的な勤務時間管理の徹底と、勤務時間に上限を設けるなど勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮できるなど学校の組織運営体制の在り方

一年単位の変形労働時間制の導入など教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

専門スタッフの配置や学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

## 第3章 基本理念

### 1 相模原市の教育が目指す人間像

これまで本市では、「人が財産(たから)」を基本的な考え方として、学校・家庭・地域の連携の下、「人」を大切にするという視点で人が人を育む教育施策を展開してきました。

この考え方は、いつでも通用する普遍的なものであり、今後も継承していくものと考えていますが、一方、前章で触れたように教育を取り巻く環境は複雑化・多様化しています。こうした環境においても、市民一人ひとりがよりよい社会と幸福な人生の創り手となれるよう、目指す人間像を具体的に次のように設定しました。

もっと短くし、キャッチコピーにしてはどうか。

**目指す人間像** **個性や能力を磨き 共に認め合い 支え合い** **いま 現在と未来を創る人**

#### 目指す人間像に込められた思い

##### 共に認め合い

今後どのような時代になっても、多様な人々が共生し、一人ひとりの個性が輝けることが重要であり、それはまず自分の良いところや可能性に気づき、認めることから始まります。自分を認めることを通じて、多様な人々がいることに気づき、一人ひとりが**共に認め合い**、必要なときにつながり、支え合うことができる関係を築くことが大切です。

ここで言う「多様な人々」とは、単に自分の考えやアイデアを持つ人々に限られず、性別、年齢、国籍や民族、疾病や障害の有無、文化、生活習慣の違い等のある人々を含みます。

##### いま 現在と未来を創る

今後の時代を創っていくには、広く想像し、深く思考し、主体的に行動するとともに、多様な人々が積極的にコミュニケーションをとり、高め合いながら多様な価値観を融合して新たな価値を生ま出すことが重要です。こうしたことを通じて、誰もが心豊かに生き生きと活躍し続けられる**いま 現在を創る**とともに、人間ならではの感性を働かせて持続可能な**未来を創る**ことが大切です。

ここで言う「新たな価値」とは、グローバルな規模でのイノベーションのような大規模なものに限られず、地域課題や身近な生活上の課題を自分なりに解決し、自他の人生や生活を豊かなものにしていくという様々な工夫などを含みます。

SDGsを重視していると  
わかるようにしてはどうか。

## 2 実現に向けた基本姿勢

前項の「相模原市の教育が目指す人間像」の実現に向けて教育施策を展開するに当たっては、次のことを基本姿勢とします。

### 基本姿勢 1 温かさと先進性のある教育の推進

一人ひとりの個性を認めて大切にするとともに、障害の有無や生育環境などにかかわらず、誰もが十分な教育を受けることができる「**温かさ**」のある教育と、予測困難な未来を切り拓くための必要な能力を育むため、前例にとらわれずに進取の精神で臨む「**先進性**」のある教育を推進します。

相模原市の特色でもある豊かな自然を生かしてはどうか。

### 基本姿勢 2 教育資源の効果的な活用

相模原市の教育資源である豊富な人材や豊かな自然環境を活用するとともに、本市らしい教育施策を効果的に展開するため、学校・家庭・地域などの実情を踏まえ、課題のあるポイントに対して重点的な取組を行っていきます。

上記を基本姿勢として、一人ひとりの人格形成につながる豊かな学びの機会を創出することにより、誰もが「ここで学んでよかった」、「ここでもっと学びたい」と思い、自分が住んでいる地域への愛着や誇りを感じ、相模原市が一人ひとりの人生における拠り所となるよう教育施策を展開していきます。

## 第4章 基本目標・基本方針・主な施策

前章の「相模原市の教育が目指す人間像」を実現するため、次のように「基本目標・基本方針・主な施策」を設定し、「実現に向けた基本姿勢」を踏まえて体系的に教育施策を展開していきます。

### 基本理念

相模原市の教育が目指す人間像  
実現に向けた基本姿勢

### 基本目標

#### 生涯にわたる学びの推進

- 基本方針 1 「未来を切り拓く力」の育成
- 基本方針 2 グローバルに活躍する人材の育成
- 基本方針 3 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- 基本方針 4 生涯にわたって学び生かす学習機会の充実
- 基本方針 5 生涯にわたるスポーツ活動の支援

### 基本目標

#### オール相模原で取り組む地域教育力の向上

- 基本方針 6 子どもたちの成長を支える取組の推進
- 基本方針 7 地域の学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進
- 基本方針 8 家庭を支える仕組みづくりの推進

### 基本目標

#### 多様な学びを支える環境の充実

- 基本方針 9 学校指導体制の充実
- 基本方針 10 学校教育環境の充実
- 基本方針 11 学校安全の推進
- 基本方針 12 生涯学習・社会教育環境の充実
- 基本方針 13 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

## 基本目標 生涯にわたる学びの推進

予測困難な時代を迎える中でも、市民一人ひとりが、夢や生きがいを持って豊かな人生を暮らせるよう、幼児期から生涯にわたって学び、他者と高め合い、郷土愛の醸成や自分の可能性を広げることが求められています。

このため、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学びを意識した「縦の接続」を軸とし、子どもたちの「未来を切り拓く力」を育むとともに、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、子どもの権利保障をはじめ、共生社会の実現に取り組むほか、生涯学習機会の充実を進めていきます。

具体的には、次の基本方針により各取組を進めていきます。

基本目標 1 のみにおいて郷土愛を醸成するというよりも、展開される様々な教育施策により、地域への愛着や誇りを感じて欲しいという思いから、「実現に向けた基本姿勢」(P.18 最下段)に追記したため、削除。

目指す人間像の「高め合う」という構成要素がどこに反映されるかわかるようにしてはどうか。

- 基本方針 1 「未来を切り拓く力」の育成
- 基本方針 2 グローバルに活躍する人材の育成
- 基本方針 3 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- 基本方針 4 生涯にわたって学び生かす学習機会の充実
- 基本方針 5 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援

幼児教育の充実、不登校や引きこもりなどで形式的に中学校を卒業した人に対する支援などの意見については、基本方針以下の「主な施策」において検討



今後は社会的自立が重要となるため、  
対応する文言を追加してはどうか。

## 基本方針 1 「未来を切り拓く力」の育成

未来を担う子どもたちが社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けていけるよう、幼児期からの各発達段階に応じた教育活動を推進します。日々の授業の中で、子どもたちが直面する課題を解決していくために必要な知識・技能を習得させ、他者と協働しながら主体的に探究していく学びの充実を図ります。

変化の激しい社会の未来を担う子どもたちにとって、将来の職業や生活を見通し、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付ける必要があることから、幼児期からの各発達段階に応じて「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を推進するとともに、児童生徒が主体的に生き方を考え、自己実現するための教育の充実を図ります。

「知識の習得」だけでなく、「考える力の育成」  
や「深く考える力」なども明記してはどうか。

## 基本方針 2 グローバルに活躍する人材の育成

世界に目を向け、様々な分野で活躍できる人材を育成するため、学校において、自国や他国の文化理解を深める取組や、互いの考えを伝え合い、理解し合えるコミュニケーション能力の育成を推進するとともに、英語教育の充実を図ります。

## 基本方針 3 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

誰をも包み込むというインクルージョンの理念の下、障害や不登校、母語が外国語であるほか、生まれ育った環境などにより子どもたちが抱える生活上・学習上の困難を克服することができるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。

## 基本方針 4 生涯にわたって学び生かす学習機会の充実

一人ひとりの可能性を広げるため、生涯にわたって必要な知識や時代の変化に柔軟に対応できるスキルを身に付けることができるよう、多様で質の高い学習機会を提供します。また、誰もが豊かな人生を暮らせるよう、学び始めるきっかけづくりや、仲間とつながりながら楽しく学び、学んだことを生かすことができる学習機会の充実を進めます。

## 基本方針 5 生涯にわたるスポーツレクリエーション活動の支援

誰もがライフステージや多様なニーズに応じて身近にスポーツを楽しむことができるよう、機会の充実を図るとともに、体力づくりから競技力の向上まで、市民のスポーツ活動を支援します。

## 基本目標 オール相模原で取り組む地域教育力の向上

地域コミュニティの希薄化や核家族化など家庭環境が変化する中で、地域の多様な主体が学びを通じた人づくりや地域づくりに取り組んでいくことが求められています。

特に、主体的に行動できる子どもを育むためには、大人が子どもの個性や可能性に気づき、認め、子どもに寄り添いながら歩むとともに、大人自身が前向きに生きる姿を見せることが大切です。

このため、学校・家庭・地域（住民、NPO、企業等）・行政が目標や課題を共有しながら、一丸となって教育に取り組むという「横の連携」を軸とし、それぞれが力を合わせ、オール相模原で地域教育力の向上を目指していきます。

具体的には、次の基本方針により各取組を進めていきます。

シンポジウムの内容を踏まえて追記。

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 基本方針 6 | 子どもたちの成長を支える取組の推進      |
| 基本方針 7 | 地域の学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進 |
| 基本方針 8 | 家庭を支える仕組みづくりの推進        |

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、子どもの遊び場、保護者支援の仕組みの構築などの意見については、基本方針以下の「主な施策」において検討

## 基本方針 6 子どもたちの成長を支える取組の推進

地域全体で子どもたちや学校の抱える課題の解決に向けを取り巻く環境について共通理解を図り、子どもたちに関わる活動の担い手を育成するとともに、地域と学校と地域がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりなど、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を進めます。

## 基本方針 7 地域の学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

地域コミュニティが希薄化する中、地域でその維持・活性化に取り組んでいくため、地域課題の解決に向けた学びや地域に根差したスポーツ活動などを通じて、地域の担い手を育成するとともに、多世代にわたる絆づくりや活気ある地域づくりを促進します。

## 基本方針 8 家庭を支える仕組みづくりの推進

全ての教育の出発点である家庭教育について、地縁的なつながりの希薄化や家庭環境が多様化する中で保護者が孤立しないよう、身近な地域で家庭教育を支援する人材を育成するとともに、行政・学校・地域が連携して家庭を支える仕組みづくりを進めていきます。

## 基本目標 多様な学びを支える環境の充実

一人ひとりの生涯にわたる学びやオール相模原で取り組む地域教育力の向上のためには、それらを支える環境の充実が必要です。

特に、学びを支える人材が重要であることから、学校教育や生涯学習・社会教育を推進するための人材育成等の取組を進めていきます。

また、だれもが安心して質の高い学びや健やかな身体を養うことができるよう施設・設備の充実を図るとともに、老朽化への対応やバリアフリー化を進めるなど、多様な学びを支える環境の充実を図っていきます。

具体的には、次の基本方針により各取組を進めていきます。

- 基本方針 9 学校指導体制の充実
- 基本方針 10 学校教育環境の充実
- 基本方針 11 学校安全の推進
- 基本方針 12 生涯学習・社会教育環境の充実
- 基本方針 13 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

## 基本方針 9 学校指導体制の充実

子どもたちの「未来を切り拓く力」の育成には、教員の指導力が重要であるため、学び続ける人材を確保するとともに、教員に必要な資質能力の向上を図るための研修を充実します。また、教員が子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を進めます。

## 基本方針 10 学校教育環境の充実

学校の施設・設備や給食などにおいて、安全で質の高い教育環境を確保するとともに、長寿命化計画に基づく老朽化への対応や学校規模適正化の取組を進めます。

## 基本方針 11 学校安全の推進

子どもたちを取り巻く自然災害や交通事故や犯罪などの多様な危険に備え、地域住民や関係機関等と連携しながら、子どもの身を守るための取組を進めるとともに、学校における安全対策の徹底に取り組みます。

## 基本方針 12 生涯学習・社会教育環境の充実

公民館、スポーツ施設、図書館等の施設・設備の充実や計画的な保全など老朽化への対応をするとともに、文化財の保存と公開活用のための整備を進めます。

抽象的であるため、具体的に記載してはどうか。

## 基本方針 13 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

生涯学習・社会教育の推進には、地域の特性を熟知し、住民の主体的な参画を促すとともに、多様な主体による活動を結び付け、地域における学びを人づくりや地域づくりにつなげていく職員の存在が欠かせないことから、そうした学びを通じた人づくりや地域づくりを担う職員の専門性を育成するなど、生涯学習・社会教育の推進体制の充実を図ります。

市民をリードする職員の育成を明確にしてはどうか。

## 第5章 進行管理

---

---

### 参考資料

---

---

- 1 計画の策定体制
  - ・策定委員会名簿
- 2 計画の策定経過
  - ・シンポジウム、キッズミーティング、パブコメ etc.
- 3 基本データ集